

☆奈

良県支部も下記のアンケート調査に取り組みました。今回のサンプル数を大幅に増やしたことで、精度の高いデータに仕上がると思っています。いづれ協会として結果がまとめられます。

○アンケートのご協力のお願

社団法人日本自閉症協会は、自閉症の子どもを持つ親、専門家、支援する学校の先生、施設等の職員、そして一般市民が会員となり、自閉症の方々が人間として豊かに生きていくことができる地域社会作りを目指している団体です。昨今「自閉症」との言葉は、マスコミ等を通じてかなり人々の中に浸透してきました。ある調査ではアスペルガー症候群やAD/HD等の軽度発達障害も含めると100人に9人の割合で見つかるのではないかと言われていますが、その原因については依然誤解が多く見受けられます。

今回、日本自閉症協会では、自閉症やその他の発達障害を持つ人たちに対して、そ

第102号

2006
Aug.

8

THE KIZUNA

いとご増刊

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

発行人：社団法人日本自閉症協会
石井哲夫
編集人：社団法人日本自閉症協会
奈良支部
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

の地域の人たちがどのように考えていらつしやるのかを全国で調査します。自閉症に対する間違った知識がどれほど多いのか、そうした知識がどこから来るのか、地域に住んでいる人々は、どのように自閉症の人たちを見ているのか、を調査し分析して、これからの日本自閉症協会の行動に反映させていきたいと思っております。アンケートは別添の「はがき一枚」です。全国で一斉に6000名の方々にお願いしております。無記名ですので、この回答でご迷惑をお掛けすることは決してありません。回答は該当箇所の□にチェックを入れて下さるだけで結構です。お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、どうかアンケート（はがき）にお答えいただき、発達障害を持つ方々への理解啓発に資するよう、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成18年7月吉日 アンケート実施団体・社団法人日本自閉症協会アンケート調査係

○内容 アンケート
☆1から7までは全員お答え願います。
1. 自閉症という言葉を知っていますか。
□知っている □知らない
2. 自閉症をどこで知りましたか。□TV □新聞 □雑誌・漫画 □学校 □福祉施設 □病院 □身近にいる □その他
3. 自閉症の原因を知っていますか。□心の病 □脳機能の発達障害 □達伝性疾患 □親の育て方
4. 知的な障害のない自閉症（高機能自閉症）の人を知っていますか。□知っている □知らない □聞いたことがある
5. 「アスペルガー症候群」や「AD/HD」という言葉を知っていますか。□知っている □知らない □聞いたことがある
6. 自閉症者のボランティアの経験がありますか。□ある □ない
7. 今後そのようなボランティア活動をしてみたいと思えますか。□思う □思わない □どちらとも言えない

☆お子様がいらつしやる方は8から11の設問にもお答え願います。

8. 子どもたちが幼稚園・保育園で自閉症児と一緒に過ごすことをどう思いますか。
□問題ない □不安だ □いやだ
9. 自閉症の子どもの学校に特別支援学級（旧特殊学級）があることをどう思いますか。□問題ない □不安だ □いやだ
10. 自閉症者が自分の近くに住んでいたらどう思いますか。□問題ない □不安だ □いやだ
11. 自閉症の子どもが近くに住んでいる自閉症児・者と一緒に遊ぶことなどをどう思いますか。□問題ない □不安だ □いやだ

回答地（都道府県名）（年齢）（性別）（ ） ありがとうございます。このままポストに投函願います。

えられる。口座振替等の集金方法を示されたい。

○地方組織が独自の活動を行えるように申告、承認、先決といった規定を設けると同時に年間スケジュールの提出等で協会本部が地方組織の活動についても掌握する。

○B案を原案のまま決定すると現行、支部が行っている福祉医療機構などからの助成金については、法人格を持たない支部は助成を受けることが困難であり、法人格取得のための指導が必要である。

毎日 暑い日が続きますが皆様いかがお過ごしでしょうか？

療育部役員の皆様には間近になりましたキャンプの準備にご苦労かけています。

のんびり過ごしていましたがメンター養成のセミナーの日程と講師を検討しています。

そんな中、今年の東京本部の今年のペアレントメンター養成講座の場所と日程がすでに決まっています今年、3会場のうちの1つが大阪会場でしかも奈良県支部の講演会日と重なる事が分かりました。

基礎講習（各会場とも定員30人）

- ① 10/28～29 大阪会場
- ② 11/25～26 郡山会場
- ③ 1/13～14 東京会場

発達相談会

1月13日（土）午前 ← 午後から 浅井先生の講演会ですが・・・

岡田眞子先生の 公開の集団療育相談会で 交渉してもいいでしょうか？

個別相談

井上雅彦氏（兵庫教育大学 助教授・本部ペアレントメンター講師）に 交渉中

日程は 2月 18日（日） 2月 25日（日）

1月 7日（日）のいずれかで。あと もう1回 相談会を入れる予定ですが、まだ検討中で変更も可能ですので日程・場所・講師等で皆様のご意見を頂けよう よろしくお願ひいたします。 上島



10月29日（日）の養成講座には、都合のつく方は今年こそ是非ご参加頂きたく支部講演会との事も含めて相談したいと思っています。

今年も本部事業では 土・日 設定なので、もし平日ならセミナー参加できる方のためと今年のもう1つの事業計画であるリソースブック作成のためのセミナーについて現時点での進み具合をお知らせ致します。

奈良県支部ペアレントメンター養成セミナー（全4回）

①相談技術と基礎知識（情報の伝え方） 10月23日（月）中出 英子氏（臨床心理士・支部会員）

10月 ？日 23日のビデオ収録分での研修

②リソースブックの作り方と地域活動

11月10日（金）又は 11月17日（金）で交渉中
ひょうご発達障害者支援センター 主任相談員 和田氏

③実技研修 ロールプレイ

ひょうご発達障害者支援センター 犬飼陽子氏（昨年・今年の本部でのペアレントメンター養成講座講師）

日程は、講師側より11月22日（水）を希望されていますが他の曜日で交渉中

④「自閉症の家族への支援」について

12月7日（木）きょう ころのクリニック
院長 姜 昌勲氏

☆アレントメンター養成講座
ベーシックコース（大阪会場 10月28日29日）とフォローアップ講座（大阪会場 10月28日）があります。各定員30名です。支部からの推薦状がいらいます。希望者は河村まで連絡ください。申込は9月29日締め切りです。

2006年8月15日

各支部支部長様
支部事務局各位

社団法人 日本自閉症協会
会長 石井哲夫

「自閉症児者の家族支援のための人材養成事業」(ペアレントメンター養成講座)についての周知ならびに参加のお願い

拝啓 支部におかれましては、日頃より自閉症児者の自立と社会参加に向けて各種活動にひとたならぬご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

平成18年度、日本財団の助成を受けて、日本自閉症協会は表記事業を実施します。

事業概要は以下の通りです。

各支部より相談担当者や例会担当者などリーダーの参加をどうぞよろしくお願ひします。

開催地については別紙に記載していますので日時、会場な

ど確認の上、参加しやすい会場にお申し込みください。
今年度養成者数は90名となりますのでお早めにお申し込みください。

尚、昨年基礎ベーシックコースを受講いただいた方には、フォローアップ講習を受講いただけます。

さらに、今年度大阪・福島会場でベーシックコースを受講された方は、東京会場のフォローアップ講習受講が可能です。

【事業の目的】

全国49支部より推薦を受けた自閉症児を持つ親たちに、自閉症に関する基礎知識研修と相談に関する実技研修を受けていただき、ペアレントメンターを養成し、地域における自閉症支援システムの中に親のメンター活動をより明確に位置づけ、本人ならびに家族支援を強化することを目的とします。

研修は、相談ならびにグループワークを行なえるような人材の育成をめざし、「自閉症」の診断を受けた直後の若い親たちへの情報提供をはじめ仲間作り、地域の親たちの活動の中でグループワークのリーダーとしての役割を担ってもらうなど当事者による活動の活性化をめざしたいと考えています。

【参加費】

ベーシックコース 2日間で¥3000 (資料代含む)

フォローアップコース 1日間で¥3000 (資料代含む)

*当日会場でお支払いください。

☆メンター (mentor) とは?

信頼のおける相談相手、良き師・先輩・助言者・庇護者

参加申し込み方法: 添付推薦状に必要事項 (1人1枚)

をご記入の上、9月29日 (金) までに協会事務局宛 (担当:

田中) メールもしくはファックスにてお申し込みください。

希望者多数の場合は抽選により決定します。



事務局からのお知らせ

★行事予定

8月29日: ゲーリー・メジポフ講演会「自閉症を正しく理解すること」

京都シルクホール 10:00 ~ 16:00 問い合わせ電話 03-5777-6721 朝日旅行会京都講演会

9月 3日: 役員会 大和郡山福祉会館 10時~

9月 9日: 第3回講座 午前: 「構造化・養護学校での実践」講師: 吉崎純子氏

午後: 「家庭でできる構造化のアイデア」講師 丸岡玲子氏

場所: こおりやま城ホール 9:30 受付

9月10日: 近畿ブロック会議

9月30日~10月1日: 支部役員連絡会 渋谷・こどもの城

10月 5日: 第2回奈良県発達障害者支援体制整備検討委員会 県庁 10時

10月29日: 実践講座 講師: 坂井聡 氏 田中浩一郎 氏



【ペアレントメンター養成講座フォローアップコース】全国2カ所定員各30人

大阪会場 2006年10月28日(土)

東京会場 2007年1月13日(土)

時 間	内 容	講 師	
10:00~11:00	(講義) 日本自閉症協会の活動と その歴史から	(大阪) 未定 (東京) 未定	
11:00~13:00	(講義) 発達障害とは 最新情報(教育・福祉・労働)	(大阪) 未定 (東京) 未定	
13:00~14:00	昼 食(各地域の進捗状況)		
14:00~17:00	①オリエンテーション グループワークの進め方説明	(大阪) 井上雅彦 (東京) 日詰正文	
	②事例1 仮想事例提供		
	③グループディスカッション どんな点に留意してすすめるか 相談のゴールは	(大阪) 武藤/日詰/井上 (東京) 永井/日詰/	
	④グループの発表		
	⑤相談ポイントのまとめ		
	⑥事例2 仮想事例提供	(大阪) 井上雅彦 (東京) 日詰正文	
	⑦グループディスカッション どんな点に留意してすすめるか 相談のゴールは		
	⑧グループの発表	(大阪) 武藤/日詰/井上 (東京) 永井/日詰/	
	⑨相談ポイントのまとめ		
	⑩全体討議		
	⑪質疑応答 ⑫今後に向けて ⑬まとめ	(大阪) 氏田照子 (東京) 氏田照子	
	17:30~19:30	懇談会(自由参加・会費制) * 詳細は参加者の方に追って連絡します	

* プログラムの内容は変更になる可能性があります。予めご了承ください。

【ペアレントメンター養成講座ベーシックコース】全国3カ所 定員各30人

(大阪会場 10月28・29・・・大阪市立中央青年センター)

(郡山会場 11月25・26・・・25日・郡山女子大学、26日郡山市民プラザ)

(東京会場 1月13・14・・・日本財団会議室)

1日目 「基礎研修」

時 間	内 容	講 師
11:00～12:00 (メンターのみ)	オリエンテーション(受講の姿勢等) リソースブックの作り方と地域活動	(大阪) 横山/中村 (郡山) 野尻/阿部 (東京) 中村/野尻
12:00～13:00	昼 食	
13:00～14:00 (一般公開)	基礎講座 ①自閉症に対する基本的理解	(大阪) 市川宏伸 (郡山) 本田秀夫 (東京) 金生由紀子
14:10～15:00 (一般公開)	②自閉症へのアプローチ(支援) の基本	
15:10～16:00 (一般公開)	③自閉症の家族への支援	
16:00～16:15 (一般公開)	公開講座質疑応答	
16:15～17:00 (メンターのみ)	自由意見交換と事務連絡	(大阪) 氏田 (郡山) 氏田 (東京) 氏田
17:30～19:30 (メンターのみ)	懇談会(自由参加・会費制) *詳細は参加者の方に追って連絡します	

2日目 「応用・実技研修」

時 間	内 容	講 師
10:00～11:00	①相談の技術	(大阪) 武藤直子 (郡山) 武藤直子 (東京) 永井洋子
11:00～12:15	②ガイダンス ③ロールプレイオリエンテーション ④ロールプレイデモンストレーション	(大阪) 井上雅彦 (郡山) 日詰正文 (東京) 日詰正文
12:15～13:15	昼 食(全員自己紹介)	
13:15～15:15	ロールプレイ(10人×3Gr)	(大阪) 武藤/井上/ 日詰/犬飼 (郡山) 武藤/日詰/ (東京) 永井/与那嶺 日詰
15:30～16:30	グループ報告 まとめ 修了証の授与	

*プログラムの内容は変更になる可能性がございます。予めご了承ください。

「障害者自立支援法」完全施行にあたっての緊急要望

公明党 社会保障制度調査会長 福島 豊
厚生労働部会長 渡辺 孝男
障害者福祉委員長 高木 美智代

障害者福祉サービスの安定した拡大を実現する抜本改革として成立した「障害者自立支援法」は、本年四月より施行され、十月より全面施行がなされることとなっている。

現在、十月の全面施行に向け、国においては新たな制度の周知・広報や諸基準の策定などの準備に全力をあげて取り組んでいるとともに、都道府県や市町村においては、国の作業を受け障害者当事者等への説明や障害程度区分の認定など準備に万全を期すため多大な努力を頂いているところである。

「障害者自立支援法」は分立していた障害者福祉サービスを一元化することにより精神障害に対する福祉サービスを身体・知的障害と同等に位置づけるとともに、サービス給付の安定した財源の確保を実現し、障害者福祉サービス全体をより体系的なサービスへと再編を図ることにより今後の障害者福祉の発展の基盤となるものであるが、一方では、当事者の負担のあり方や、新たな報酬体系の下での事業運営、さらに新たな事業体系への移行等について様々な課題の指摘がなされている。また新たな制度への理解が必ずしも十分でないことから多くの不安を当事者の方々が抱いていることも事実である。

こうした実態や当事者の方々からの要請をふまえ、「障害者自立支援法」の円滑な全面施行を実現するため、以下の事項につき早急に適切な対応を実現されるよう緊急に要望するものである。また今般の緊急要望事項以外にも様々な指摘がなされており、同時に十分な配慮を求めるものである。

記

「障害者自立支援法」における障害福祉サービスや自立支援医療などの利用者負担について、その負担軽減のあり方についての検討を行い、速やかに必要な措置を講ずること。

「障害者自立支援法」の全面施行にあたり、以下の事項につき早急に適切な対応を講ずること。

一、障害児の利用者負担については保護者の収入による負担となり、子育て中の

家庭にとって負担感が強いため、通所施設、入所施設ともに一層の負担の軽減措置を講ずること。特に通所施設の利用者負担については一般の子育て中の家庭の負担との公平性の観点からも軽減措置を図ること。

一、児童デイサービスの定員要件等の基準については、少子化によりその基準を満たすことが厳しく事業の継続が困難である等の指摘を踏まえその緩和を図ること。

一、心身障害者共済制度給付金について、その制度創設の趣旨をふまえ個別減免、あるいは社会福祉法人減免制度における収入認定について配慮すること。

一、入所施設の報酬について、日額化による影響、強度行動障害など重度の障害者についての評価の見直し、夜間支援体制の評価の見直しなどによる影響をふまえ、安定した経営がなされるように適切な対応を図ること。また、日額支払い方式への移行により急激な収入減となり経営に支障をきたすことがないよう必要な保障措置を講ずること。

一、北海道や東北などの寒冷地に置いては、他の地域に比較して必要な燃料費等の負担が大きいことを踏まえ、必要な対応を講ずること。

一、グループホーム・ケアホームにおける夜間支援体制に関して実態を踏まえ適切な報酬上の評価を行うこと。

一、「A型（雇用型）就労継続支援事業」について障害者以外の者の雇用について二割の基準が厳しすぎ要件を満たすことが困難であるとの指摘をふまえその基準の緩和を図ること。

一、ホームヘルプ等の国庫負担基準を障害者個人のサービスの上限とするのではなく、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定がなされるよう各自治体への周知を図ること。また、重度障害者の必要な介護の実態を踏まえた支給決定が行われるように配慮すること。

一、小規模作業所等の地域活動支援センターへの移行を円滑に進めるため、必要な財源の確保を図るとともに、移行が困難な小規模作業所等についてもその事業の継続を確保するために必要な支援を行うこと。

一、社会福祉法人減免などの減免制度について十分な広報を行うとともに、適切にその利用がなされるよう必要な措置を講ずること。また社会福祉法人以外の法人においても減免の実施が適切に行われるよう必要な措置を講ずること。

一、障害程度区分の適切な判定が行われるよう自治体に対して必要な指導・助言・情報提供を進めること。特に二次判定における程度区分の変更についての具体的な指針、医師の意見書の作成についての具体的な指針を示すこと。

一、利用者負担の軽減措置の自治体での実施状況、障害者の福祉サービスの利用状況、事業者の経営状況など「障害者自立支援法」の施行状況について速やかに全国調査を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講じること。

一、地域生活支援事業に位置づけられる手話通訳の利用に際し、利用者負担の地域間格差が生じないよう必要な配慮を行うこと。

一、市町村民税の所得割金額を基準に設定される自立支援医療の利用者負担の月額上限について、市町村民税のフラット化が行われることを踏まえ適切な対応を講じること。

以上

平成二八年八月二四日

厚生労働大臣

川崎 二郎 殿

障害児の支給決定について

- 1 今回の障害者自立支援法においては、障害児については、
 - (1) 発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、
 - (2) 乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、
 - (3) 現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないこと、から、障害程度区分は設けないこととしているが、障害程度区分については今後の検討課題とされているところである。

- 2 このため、障害児の支給決定は、現行の取扱いを基本的にしつつ、18年10月からの取扱いは次のとおりとする。
 - ① 居宅介護、児童デイサービス、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域10項目の調査(別紙1)を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。
なお、短期入所については、現行の単価基準に準じて、次のとおり単価区分を適用する。

短期入所の単価区分

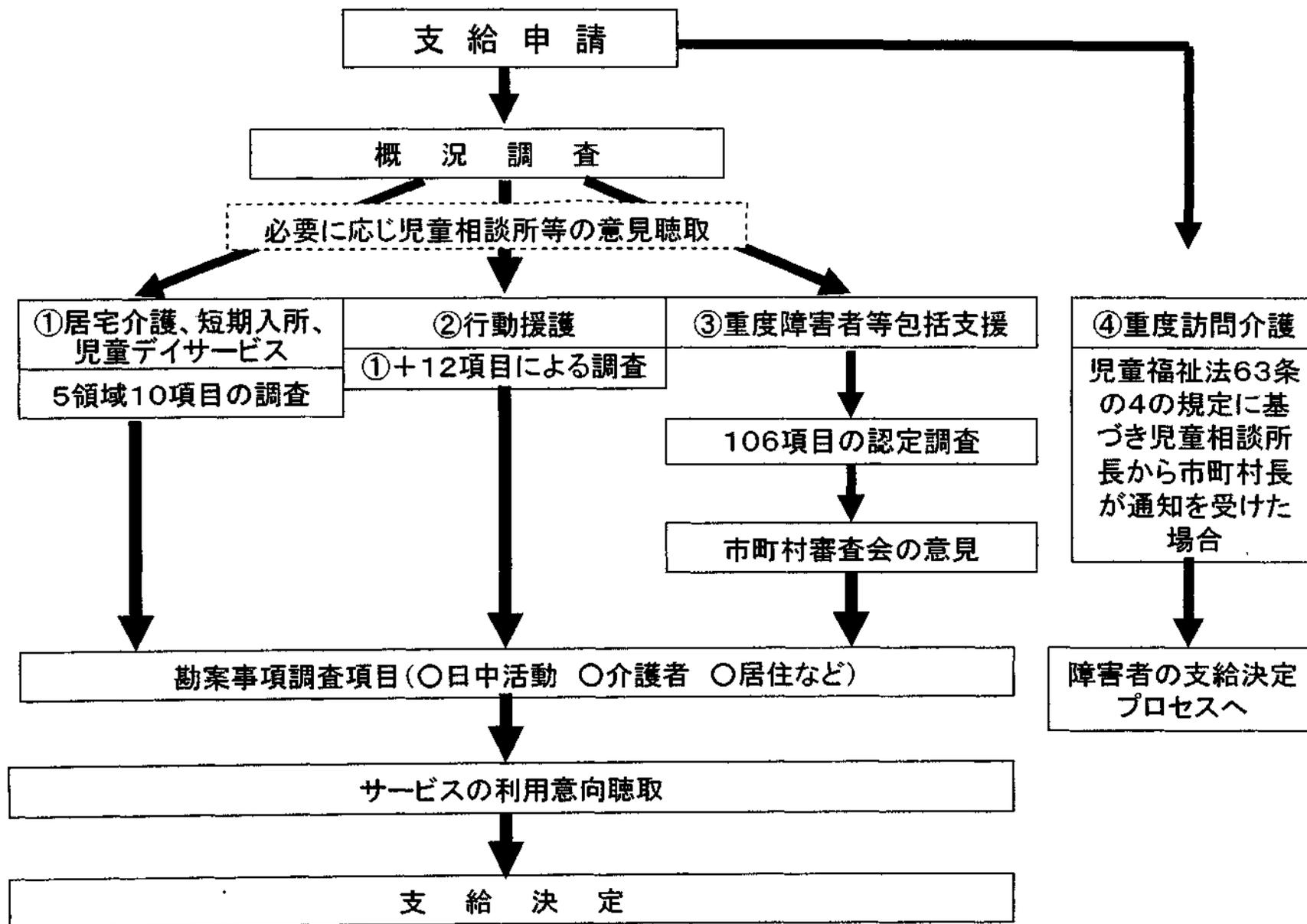
【区分1】①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上

【区分2】①～④の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上

【区分3】区分1又は2に該当しない児童で、①～⑤のうち「ある」、「ときどきある」、「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

- ②行動援護の申請があった場合、12項目の調査等(別紙2)を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。
- ③重度障害者等包括支援(概ね15歳以上)については、106項目(障害者の認定調査項目と同じ)の調査を行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。
- ④重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市町村長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定をする。

障害児の支給決定について



障害児の調査項目(5領域10項目)

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神 症状	・ある ・ときどきある	<p>ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。</p> <p>(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6)他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。 また、自室に閉じこもって何もしないでいる。</p>

* 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

行動援護の調査等項目

別紙2

項目	項目	判断基準
①	本人独自の表現方法を用いた意思表示。	1意思表示できる 2時々独自の方法でないと意思表示できない。 3常に独自の方法でないと意思表示できない。 4できない
②	言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解	1日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できる。 2時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。 3常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。 4言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。
③	多動または行動の停止	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
④	パニックや不安定な行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑤	自分の体を叩いたり傷つけたりするなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑥	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑦	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
⑧	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑨	突然走っていなくなるような突発的行動	1ない 2希にある 3週に1回以上 4日に1回以上 5日に頻回
⑩	過食、反すう等の食事に関する行動	1ない 2希にある 3月に1回以上 4週に1回以上 5ほぼ毎日
⑪	食べられないものを口に入れること	1ない 2ときどきある 3週に1回以上 4ほぼ毎日
⑫	てんかん発作	1月に1回以上 2週に1回以上

障害児の取扱いについて

対象者	サービス 重度包括 (児童サービス有)	行動援護 (児童サービス有)	重度訪問介護 (児童サービス無)	短期入所 (児童サービス有)	居宅介護・デイ (児童サービス有)
障害児	概ね 15 歳以上を対象 106 項目調査→市町村審査会で重度包括対象者相当との判定	10 項目調査 +行動援護 12 項目調査 →10 点で支給対象	—	10 項目調査 →単価区分 1～3	10 項目調査
【特別な場合】 者のサービスが必要な 15 歳以上の障害児	—	—	児童相談所長の通知 → 者と同じ手続きで対象となるかの判定	—	—

2006年 月 日

推 薦 状

社団法人日本自閉症協会
会 長 石 井 哲 夫 様

社団法人日本自閉症協会 支部
支部長

日本自閉症協会の平成18年度事業「自閉症児者の家族支援のための人材養成事業
(ペアレント・メンター養成講座)」に下記のメンバーを推薦します。

○氏 名 (年齢) _____ ()

○連絡先住所・電話ならびにファックス番号・E-Mail アドレス

電話 _____

Fax _____

メール _____

○お子様の氏名・性別・年齢・所属・きょうだいの有無

名前 _____

性別 _____

年齢 _____

所属 _____

きょうだいの有無 有 ・ 無

父	母	兄	姉	弟	妹	祖父	祖母

*同居の家族に○をしてください。

○支部での担当分野 (例: 相談担当、例会担当、キャンプ担当など)

○参加希望会場 第一希望 _____
第二希望 _____